

教科用図書採択について

◎文部科学省ホームページより

～教科書制度について～

1 教科書検定の意義

教科書の検定とは、民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認めることです。

教科書に対する国の関与の在り方は、国によって様々ですが、教科書検定制度は、教科書の著作・編集を民間に委ねることにより、著作者の創意工夫に期待するとともに、検定を行うことにより、適切な教科書を確保することをねらいとして設けられているものです。

教科用図書検定制度は、民間が著作編集した図書の具体的な記述について、教科用図書検定調査審議会の調査審議に基づいて、検定の時点における客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして、明らかな誤りや著しくバランスを欠いた記述等の記述の欠陥を指摘することを基本として実施している。

【教科書問題及びILO/ユネスコ『教員の地位に関する勧告』に関する質問主意書への回答より】（平成24年2月10日 内閣総理大臣回答）

2 教科書採択の方法

(1) 採択の権限

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にあります。

(2) 採択の方法

採択の方法は義務教育である小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められています。

高等学校の教科書の採択方法については法令上、具体的な定めはありませんが、各学校の実態に即して、公立の高等学校については、採択の権限を有する所管の教育委員会が採択を行っています。

◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること